

令和7年度予算に係る引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税の引き上げによる地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てることとされています。

【歳入】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 93,000 千円

【歳出】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 285,771 千円

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	福祉医療事業 ・重度心身障がい(児)者等への医療給付	43,333	12,808	12,000		18,500	25
	障害者福祉事業 ・養護老人ホームの入所措置費用	22,334			5,629	2,600	14,105
	児童福祉事業 ・保育所入所児童委託費	89,883	65,194			24,600	89
	・認定こども園施設型給付費	106,608	74,451			32,100	57 0
小計	262,158	152,453	12,000	5,629	77,800	14,276	
保健衛生	疾病予防対策事業 ・総合検診	7,455	533		6,000	900	22
	・各種予防接種	16,158	1,833			14,300	25
	小計	23,613	2,366	0	6,000	15,200	47
合計	285,771	154,819	12,000	11,629	93,000	14,323	